

サプライチェーン全体での
温室効果ガス排出量の見える化
に関する提言

2012年5月



Japan-CLPIについて



日本気候リーダーズ・パートナーシップ(Japan Climate Leaders' Partnership: Japan-CLP)は、持続可能な低炭素社会への移行に先陣を切る事を、自社にとってのビジネスチャンス・次なる発展の機会と捉える企業ネットワークである。

2009年7月、持続可能な低炭素社会の実現には産業界が建設的な危機感を持ち積極的な行動を開始すべきであるという認識の下に、日本独自の企業グループとして設立された。持続可能な低炭素社会を実現するため、現在7社のメンバー企業が政策立案者、産業界、市民などとの対話の場を設け、アジアを中心とした活動の展開を目指している。

<http://www.japan-clp.jp>

Japan-CLPの目的

1. Japan-CLPIは、低炭素化を経済活動の前提と捉え、持続可能な低炭素社会の実現を目指す
2. 持続可能な低炭素社会に向けた共通のビジョンを描き、参加企業が自らのコミットメントを掲げ、率先して実行する
3. 社会の変化を加速するために積極的なメッセージを発信し、アジアを中心に活動する

目次

| | |
|--|----|
| 0. はじめに..... | 4 |
| 1. 検討の流れ..... | 7 |
| 2. 提言の内容..... | 9 |
| 2.1 基準の内容に関する提言 <1>企業が適用しやすい基準とする観点から..... | 10 |
| 2.2 基準の内容に関する提言 <2>国際的整合性の観点から..... | 16 |
| 2.3 取組の普及推進に関する提言..... | 18 |
| 2.4 企業評価への活用に関する提言..... | 24 |
| 2.5 今後の発展の方向性に関する提言..... | 28 |
| 3. 残された課題..... | 32 |
| 3.1 残された課題<1> ~政府などが取り組むべき課題..... | 33 |
| 3.2 残された課題<2> ~企業自身が取り組むべき課題..... | 36 |

0. はじめに

GHGプロトコル¹が「スコープ3」基準²の内容を具体化しはじめた2010年11月以降、企業のサプライチェーン（あるいはバリューチェーン）全体の温室効果ガス排出量の算定・報告をめぐる動きが、内外で活発化している。

当のGHGプロトコルによる「スコープ3」基準の正式発行および普及啓発に関する取組に加え、CDP³における「スコープ3」排出量に関する算定報告への加点項目の増加、日本政府による「スコープ3」基準に対応した日本版のガイドライン等の作成、さらには欧州委員会による「スコープ3」以上に包括的な環境負荷算定手法の開発と制度化検討など、動きの主体・内容は多岐にわたっている。

こうした中、Japan-CLPは、企業のサプライチェーン全体の温室効果ガス排出量を算定・報告するための基準・ガイドラインに関する一連のイニシアチブを、基本的には歓迎する立場を取ってきた。それはこうした種々のイニシアチブが、Japan-CLPが先行して2010年4月に発表した「持続可能な低炭素社会に向けた企業グループからの提言」（“12の提言”）を実現するための具体的な枠組みを生む原動力となりうると期待したためである。

“12の提言”において、我々は、提言⑤「サプライチェーン全体をカバーし、製品・サービス、及び企業活動全体の測定を可能とする、国際的に広く整合性のある見える化の仕組みと指標を構築する」という形で、サプライチェーン全体のGHG排出量の算定基準の重要性をいち早く世に訴えてきた。その背景にあった問題意識は、以下のようなものであった。

- 従来の国内の温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度は、自社の組織境界内からの排出量が対象となるため、企業がサプライヤーや顧客との連携や技術革新等を通じて実現するサプライチェーンの上流・下流における削減を主張することができない。
- 個々の企業によっては独自に基準を設定し、これらの排出量や削減量を算定・報告する取組も進められてきたが、企業ごとに異なる独自基準での取組では、個々の取組が社会の中で連鎖する浸透性に欠ける。

“サプライチェーン全体をカバー”と“国際的に広く整合性のある見える化の仕組みと指標”とは、こうした問題意識から導かれたキーワードなのである。

この提言⑤の観点から見た時、GHGプロトコルによる「スコープ3」基準の策定・発行の取組は、“サプライチェーン全体をカバー”（GHGプロトコルは“バリューチェーン”と呼称）と“国際的に広く整合性のある見える化の仕組みと指標”という我々のキーワードを共に満たす点で、まずは歓迎に値するものだったのである。

しかし同時に、GHGプロトコルによる「スコープ3」基準の策定とそれに関連する数々の内外動向に対して、われわれが手放しで歓迎していたわけではないこともまた事実である。

Japan-CLPには、GHGプロトコルによる「スコープ3」基準開発がスタートした2008年よりも前から、「スコープ3」的な温室効果ガス排出量の算定に取り組み、さらには環境経営指標として設定していたメンバー企業が存在する。こういったメンバー企業の経験を踏まえると、「スコープ3」基準が規定する企業バリューチェーンの定義（15ものカテゴリに分類・整理）は、それが汎用性の担保を目指したものであることを理解した上で、サプライチェーン

¹ 企業の温室効果ガス（GHG）排出量の算定・報告の世界的な基準・ガイドラインの発行及び普及を行うマルチステークホルダー型パートナーシップの名称、同団体が発行する基準・ガイドラインも「GHGプロトコル」と呼ぶ。

² GHG protocol Corporate Value Chain (Scope 3) Accounting and Reporting Standard。企業のバリューチェーン（Scope 3）の算定及び報告に関する基準

³ Carbon Disclosure Project。世界の機関投資家が共同で設立した企業、政府などに気候変動への対策を要求するプロジェクト。世界中の時価総額上位企業にアンケートを送付し、気候変動への取組レベルの格付等を実施。

／バリューチェーンの理解を必要以上に複雑化するものと見える。また、算定に関する要求事項(例：“全ての排出量の算定・報告”を要求)は、例外規定の存在を認識した上でなお企業に負担を強いるものと受け止められた。「スコープ3」基準の内容が具体化した第2次ドラフト公開の頃から、こうした規定類がどのような扱いとなるかは、我々にとって強い関心事であった。

また、日本政府が2010年度よりスタートした「スコープ3」基準の“日本版”の作成⁴についても、海外発のグローバル基準を日本企業にとって理解しやすくするための取組としては好意的に見ていた反面、グローバル基準と似て非なるローカル基準が誕生することになれば“国際的に広く整合性のある見える化の仕組みと指標”という我々の目指す理想に反する可能性があることを懸念してきた。

Japan-CLPが抱えてきたこうした問題意識は、企業がサプライチェーン全体の温室効果ガス排出量の算定・報告を行う新しい社会の到来を嫌ったがゆえに生じたものではなく、むしろ、その到来を望むがゆえに生じたものである。それゆえに、Japan-CLPの前向きな問題意識や懸念を、社会に提言として発信していくことに意味があると考えるに至った。

こうした議論の末、Japan-CLPは、2011年2月に「Japan-CLPスコープ3分科会」を設立することとした。分科会の目的は、GHGプロトコルによる「スコープ3」基準の策定とそれに関連する数々の内外のイニシアチブを理解した上で、我々が掲げた「サプライチェーン全体をカバーし、製品・サービス、及び企業活動全体の測定を可能とする、国際的に広く整合性のある見える化の仕組みと指標を構築する」を実現するための提言を行うこと。これを実現するため、1年間にわたり、勉強会や政策立案者(経済産業省、環境省)との意見交換、シンポジウムにおける提言素案の発表など、さまざまな検討を行ってきた。

本文書は、この検討の成果を取りまとめたものである。

現時点(2012年3月)において振り返れば、当初我々が抱いていた問題意識の中には、GHGプロトコル自身や日本の政策立案者らの取組・対応によって解決されたものも少なくない。特に、経済産業省と環境省が共同で開催した平成23年度「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等に関する調査・研究会」⁵において、我々の懸念の多くが解決もしくは解決が図られている。2011年5月の時点で実施した経済産業省、環境省との意見交換も、こうした取組を微力ながらも後押ししたのではないかと、我々は考えている。

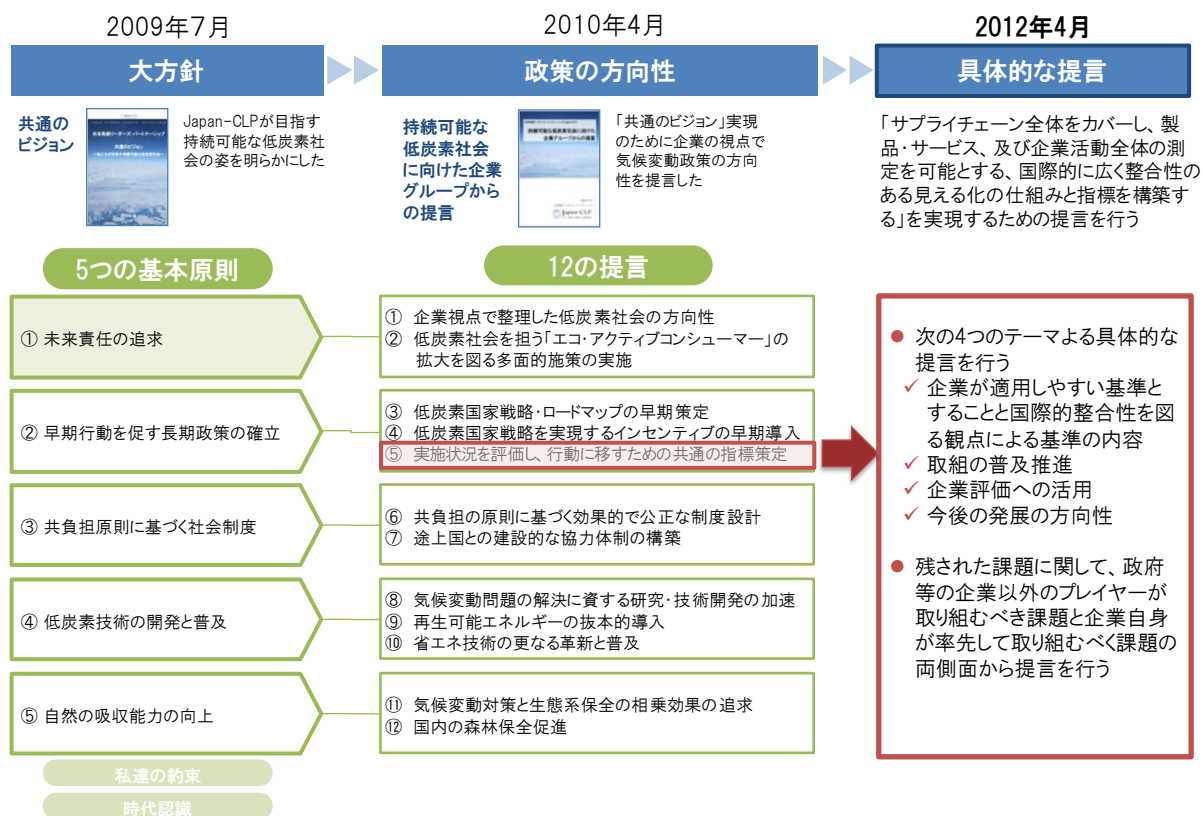
こうした事情を加味し、本文書は、結果として現時点で残された課題とその解決のための提言を示す形式とはせず、2011年2月以降我々が捉えた課題をその後解決されたものを含めて体系的に紹介し、何が解決され／何が残された課題であるのかを語るスタイルとしている。

本文書が、企業がサプライチェーン全体の温室効果ガス排出量を算定・報告することの価値や課題に関する包括的な理解を、企業自身、政策決定者あるいは企業の報告内容を評価する格付機関や投資家に提供し、今後の更なる改善に役立つものとなることを期待したい。

Japan-CLP スコープ3分科会

⁴平成22年度「サプライチェーンにおける温室効果ガス排出量算定方法検討会」における検討。

⁵経済産業省・環境省が共同開催した研究会。実施期間は2011年10月～2012年3月。具体的な検討は、「スコープ3」基準の“日本版”ガイダンスの作成を担った「排出量算定分科会」、「スコープ3」基準等の海外動向把握と「CO2の見える化」による差別化・競争力強化に向けた考え方の整理を担った「グローバル対応分科会」が、それぞれ担当。



これまで発表した『共通のビジョン』『提言』と本提言の関係性

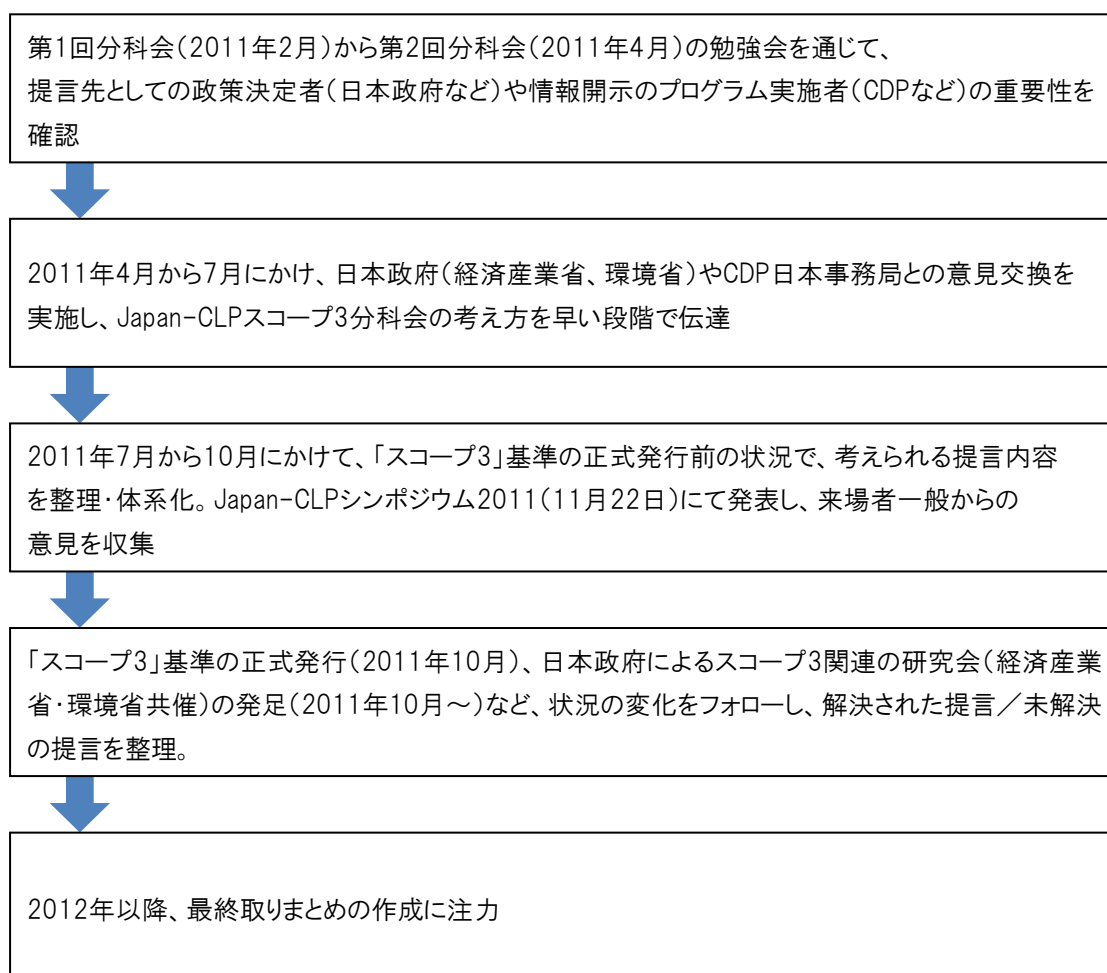
本文書の作成及び本文書が紹介するJapan-CLPの検討においては、Japan-CLPメンバー外からのアドバイザーとして、みずほ情報総研(株)の協力を得た。

1. 検討の流れ

Japan-CLPスコープ3分科会による「サプライチェーン全体での温室効果ガス排出量の見える化に関する提言」検討は、2011年2月の分科会設立に始まり、2012年3月の分科会最終回(第8回)までの1年間強に及び取組となった。

実施内容は、Japan-CLPメンバーによる「スコープ3」基準の勉強会に始まり、日本の政策立案者(環境省、経済産業省)やCDP(カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト)日本事務局などの「スコープ3」基準関連のプレイヤーとの意見交換や、シンポジウムによる提言内容の中間報告など、多岐に及ぶ。

検討の流れは、以下の通り。



具体的な主な取組内容を次表に示す

表 Japan-CLPスコープ3分科会の主な取組

| 時期 | 会合等 | 内容 | |
|--------|---------------|---------------|--|
| 2011年 | 2月 4日 | スコープ3分科会 第1回 | ・分科会の発足。 ・スコープ3基準(ドラフト)の内容分析 |
| | 3月10日 | Japan-CLP全体会合 | ・第1回分科会の成果報告と検討の方向性議論 |
| | 4月12日 | スコープ3分科会 第2回 | ・提言の提示先の検討 (日本政府、CDP等をリストアップ) |
| | 4月19日 | 外部との意見交換① | ・CDP日本事務局との意見交換 |
| | 5月16日 | 外部との意見交換② | ・環境省 地球温暖化対策課との意見交換 |
| | 5月26日 | 外部との意見交換③ | ・経済産業省 環境調和産業推進室との意見交換 ・一部分科会参加企業メンバーも同席 |
| | 5月27日 | Japan-CLP全体会合 | ・事務局活動①～③の報告 |
| | 7月14日 | スコープ3分科会 第3回 | ・環境省 地球温暖化対策課担当者の招聘 ・スコープ3関連施策に関する意見交換 |
| | 7月21日 | Japan-CLP全体会合 | ・第3回分科会の成果報告 |
| | 8月11日 | スコープ3分科会 第4回 | ・提言内容のプレーストーミング |
| | 8月23日 | スコープ3分科会 第5回 | ・提言内容の絞込み |
| | 9月26日 | Japan-CLP全体会合 | ・第4回、第5回分科会の成果報告 |
| | 10月20日 | スコープ3分科会 第6回 | ・スコープ3基準確定版の分析 ・シンポジウムでの中間報告用の提言文書の検討 |
| | 11月 8日 | Japan-CLP全体会合 | ・シンポジウムでの中間報告用の提言文書の検討 |
| | 11月22日 | シンポジウム開催 | ・Japan-CLP主催シンポジウム開催 ・スコープ3に関する提言の中間報告を実施 |
| 12月 8日 | Japan-CLP全体会合 | ・シンポジウムの総括 | |
| 2012年 | 1月19日 | スコープ3分科会 第7回 | ・日本政府の基本ガイドライン作成方針の分析 ・最終提言の作成方針の検討 |
| | 1月30日 | Japan-CLP全体会合 | ・第7回分科会の成果報告 ・最終提言の作成方針に関する議論 |
| | 3月 1日 | スコープ3分科会 第8回 | ・最終提言の取りまとめ |

なお、2011年5月から7月にかけて実施した日本政府との意見交換の実施先(環境省 地球温暖化対策課、経済産業省 環境調和産業推進室)は、後に設立(2011年10月)された「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等に関する調査・研究会」の担当部署となった。

2. 提言の内容

基準の内容に関する提言 <1>企業が適用しやすい基準とする観点から

- (1) バウンダリからの排出量の除外を認め、そのための手順を示すべき。
- (2) 全ての業種の企業が、15のカテゴリ全てについて排出量の算定・報告が求められるわけではないことを明確にすべき。
- (3) サプライチェーン排出量算定の初期段階では、算定を進めるほどバウンダリが拡大し、実績とは関係なく、排出量が年々増加する可能性があることを考慮すべき。

基準の内容に関する提言 <2>国際的整合性の観点から

- (1) 日本政府が「スコープ3」基準の“日本版”を作成する際には、国際的な整合性を十分に考慮しなければならない。

取組の普及推進に関する提言

- (1) サプライチェーン全体の排出量の算定・報告に関する企業側の負荷を下げるため、ガイダンス等のツール整備を実施すべき。
- (2) サプライヤーとしての中小企業に対する、キャパシティ・ビルディングや算定サポート等の支援策を実施すべき。
- (3) サプライチェーンの排出量算定・報告に取り組む企業に対するインセンティブ施策を導入すべき。

企業評価への活用に関する提言

- (1) 導入初期においては、サプライチェーン排出量の算定結果や削減の大きさによる企業評価よりも、まずは算定に取り組んでいることを評価する考え方を導入すべき。
- (2) 「スコープ3」などサプライチェーン排出量の大小を、企業間の比較評価に用いてはいけなく、との原則を徹底すべき。
- (3) 「スコープ3」排出量などサプライチェーン排出量算定結果を企業評価に使用する場合は、排出量情報だけでなく、企業の活動量(売上、利益等)などと併せた評価を行うことが望ましい。

今後の発展の方向性に関する提言

- (1) 基準策定者、企業、企業評価者、政策立案者らは、真のサプライチェーン全体の排出量評価を行うためには、「スコープ3」排出量の算定に加え、いわゆる削減貢献量の評価が必要であることを、理解し、認識しなければならない。
- (2) 削減貢献量の評価についても、「国際的に広く整合性のある」算定の方法論の整備・構築がなされるべき。

2.1 基準の内容に関する提言 <1>企業が適用しやすい基準とする観点から

(1) バウンダリからの排出量の除外を認め、そのための手順を示すべき

背景

- GHGプロトコルは、「スコープ3」基準の第2ドラフト(2010年11月発行)において、「スコープ3(=バリューチェーン)排出量の全てを算定・報告しなければならない」とする要求事項を提示⁶。
- 同要求事項においては、「バウンダリからの排出量の除外については、その正当性を示さなければならない」との要求事項が付加されているものの、“正当性を示す”の具体的な手順に関するガイダンスが不足。実務的な判断が難しい状況であった。

Japan-CLPの考え方

- スコープ3排出量の全てを算定・報告を求める理念(“いいとこ取り”の恣意的な算定・報告を防ぐ)は理解できるものの、現実的には全量の算定・報告は不可能。要求事項における全量の算定・報告というフレーズは、企業側に拒否感を抱かせる懸念があり、改善が必要。

<提言>

- GHGプロトコルは、「スコープ3」基準の正式発行に際し、
 - 「除外については、正当性を示さなければならない」という要求事項は、「正当性を示せば、除外が可能」という表現にすべきである。
 - また、正当性を示すための具体的な手順を明確にし、除外の処理を最初から加味したバウンダリ設定方法をガイダンスとして示すべきである。
- 日本政府が、「スコープ3」基準の“日本版”を作成する場合も、同様。

現在の状況

- 2011年10月に正式発行された「スコープ3」基準では、
 - 「正当性を示せば、除外が可能」という表現が採用され、スコープ3排出量の全量の算定・報告が除外の存在を見込んだ原則であることが明確になった。
 - 除外の正当性を示す際の基準項目が明示され、その項目の中から、①データ入手が困難であること、②排出量規模が小さいこと、③削減に関して報告企業が影響力を発揮できないこと、の3点を示すことで正当性が示されたことになるとのガイダンスも追加された。
- 日本政府による「スコープ3」基準の“日本版”についても、2012年3月13日公開の「算定分科会報告(案)」⁷において
 - 「算定の目的等を踏まえてカテゴリを抽出して算定することも可能」

⁶ 「スコープ3」基準(第2ドラフト) 5.1節

⁷ 平成23年度サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等に関する調査・研究会(第3回、2012年3月13日)資料3-1 スライド11

- 「算定の目的等を踏まえてカテゴリ内で算定対象範囲を限定することも可能」との記述がなされ、柔軟なバウンダリ設定が可能となった。
- 以上より、「バウンダリからの排出量の除外を認め、そのための手順を示すべき」とのJapan-CLPの提言と考え方が一致したものと認識。

(2) 全ての業種の企業が、15のカテゴリ全てについて排出量の算定・報告が求められるわけではないことを明確にすべき。

背景

- GHGプロトコルは、「スコープ3」基準の第2ドラフト(2010年11月発行)において、スコープ3を15ものカテゴリに分類・体系化⁸。

「スコープ3」基準における企業のバリューチェーン(スコープ3)のカテゴリライズ

| 「スコープ3」基準第2ドラフト時点 のカテゴリ構成 | | 「スコープ3」基準正式発行版 のカテゴリ構成 | |
|------------------------------|---------------|---------------------------|---------------|
| 1 | 購入した物品・サービス | 1 | 購入した物品・サービス |
| 2 | 資本財 | 2 | 資本財 |
| 3 | 燃料・エネルギー関連の活動 | 3 | 燃料・エネルギー関連の活動 |
| 4 | 輸送・流通(上流) | 4 | 上流の輸送・流通 |
| 5 | 事業から発生する廃棄物 | 5 | 事業から発生する廃棄物 |
| 6 | 出張 | 6 | 出張 |
| 7 | 従業員の通勤 | 7 | 従業員の通勤 |
| 8 | リース資産(上流) | 8 | 上流のリース資産 |
| 9 | 投資 | 9 | 下流の輸送・流通 |
| 10 | 輸送・流通(下流) | 10 | 販売した製品の加工 |
| 11 | 販売した製品の加工 | 11 | 販売した製品の使用 |
| 12 | 販売した製品の使用 | 12 | 販売した製品の廃棄後の処理 |
| 13 | 販売した製品の廃棄後の処理 | 13 | 下流のリース資産 |
| 14 | リース資産(下流) | 14 | フランチャイズ |
| 15 | フランチャイズ | 15 | 投資 |
| サプライヤー排出 | | | |

Japan-CLPの考え方

- 企業のサプライチェーン／バリューチェーンを網羅的に理解するための手立てとしてこの分類・体系化にも一定の意義あり、と認識。
- ただし、算定・報告に取り組む企業側にとっては、自社の業種・業態にとって関わりのない、あるいは算定が現実的でないカテゴリの排出量算定が機械的に求められることになり、企業側に拒否感が生じることが懸

⁸ 「スコープ3」基準第2ドラフト 4.4節

念される。

- 例：建設業界によつての「販売された製品の使用」。橋・道路などの土木インフラは使用時の排出量を想定しにくい。またその上を走る自動車の発生するGHGを推定する意味も見出しにくい。建物などの建設物は、エンビロープと考えるのが適切な場合も多く、例えばごみ焼却場の建屋から排出されるCO₂がエンビロープである建築由来であるとは考えにくい。

< 提言 >

- GHGプロトコルは、「スコープ3」基準の正式発行に際し、業種によって積極的に算定・報告の対象とすべきカテゴリとそうでないカテゴリが存在することを明確にすべきである。
- 日本政府が、「スコープ3」基準の“日本版”を作成する場合も、同様。

現在の状況

- 2011年10月に正式発行された「スコープ3」基準では、
 - 一定の条件を満たした場合に、特定のカテゴリをまるごとバウンダリから除外することが可能なことを提示。例として、中間製品の製造事業者が、バリューチェーン下流のカテゴリの一部をバウンダリから除外できるケースを示す。
 - 「スコープ3」排出量の算定・報告を助けるセクター別ガイダンスの構築を推奨。ただし、セクターによつてバウンダリに含めるべきカテゴリが異なる、といった直接的な記述はなされていない。
- 日本政府による「スコープ3」基準の“日本版”においては、
 - 業種横断型の「基本ガイドライン」と「業種別解説」の二階建てのガイドラインの作成が実施。
 - 業種別解説においては、各カテゴリの算定上の優先度が示された⁹。
- 以上より、GHGプロトコルにおいて間接的に、日本政府においては直接的に、Japan-CLPの提言と考え方が一致したものと認識。

⁹ 平成23年度サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等に関する調査・研究会(第3回、2012年3月13日)資料3-4(セメント業)、3-5(小売業)、3-6(電機・電子)

(3) サプライチェーン排出量算定の初期段階では、算定を進めるほどバウンダリが拡大し、実績とは関係なく、排出量が年々増加する可能性があることを考慮すべき。

背景

- GHGプロトコルは、「スコープ3」基準の第2ドラフト(2010年11月発行)において、スコープ3排出量の算定を行う際に、経年的なパフォーマンス追跡を実施することを要求¹⁰。(少なくともそう読める内容であった。)

Japan-CLPの考え方

- スコープ3排出量の算定結果の活用方法として、同一企業による経年的なパフォーマンス追跡が有効な手法の一つであることは確か。
- ただし、スコープ3の範囲は広く、算定に取り組み始めてから数年間は、算定を進めるほどバウンダリが拡大し、実績とは関係なく、排出量が年々増加する可能性がある。こうした可能性を考慮せず、機械的に企業に対してスコープ3排出量の経年的なパフォーマンス追跡を要求すれば、企業の実績とは関係ない、バウンダリの変化の結果としての年々の排出量の相違が、経年的パフォーマンス変化として誤認される可能性がある。

<提言>

- GHGプロトコルは、「スコープ3」基準の正式発行に際し、経年的なパフォーマンス追跡を企業に求める際は、算定の初期段階では、算定を進めるほどバウンダリが拡大し、実績とは関係なく、排出量が年々増加する可能性があることを十分に考慮すべき。
- 日本政府が、「スコープ3」基準の“日本版”を作成する場合も、同様。

現在の状況

- 2011年10月に正式発行された「スコープ3」基準では、
 - スコープ3排出量の経年的なパフォーマンス追跡の実施自体が要求事項でないことが明言された。
 - また、スコープ3排出量の経年的なパフォーマンス追跡を行う場合も、企業が「算定を進めるほどバウンダリが拡大し、実績とは関係なく、排出量が年々増加する」ような段階を卒業し、データ収集方法やバウンダリが確定してから取り組むべきであることが示された。
- 日本政府による「スコープ3」基準の“日本版”においては、サプライチェーン排出量の算定結果の活用例として、以下が示され、導入当初の時点では経年評価を実施することが必ずしも推奨されていないことが示された。
 - 【ステップ1】全体の規模を把握し、削減すべき対象を特定する
 - 【ステップ2】排出量の経年変化を把握することにより、自社の削減対策の進捗を確認する

¹⁰ 「スコープ3」基準第2ドラフト 9章

- 【ステップ3】排出量を開示し、投資家や消費者、地域住民等の利害関係者の理解を促進する
- 「算定の初期段階では、算定を進めるほどバウンダリが拡大し、実績とは関係なく、排出量が年々増加する可能性があることを十分に考慮すべき」とのJapan-CLPの提言は、「スコープ3」基準と日本版の両方に盛り込まれることとなり、考え方が一致したものと認識。

2.2 基準の内容に関する提言 <2> 国際的整合性の観点から

(1) 日本政府が「スコープ3」基準の“日本版”を作成する際には、国際的な整合性を十分に考慮しなければならない。

背景

- 日本政府(環境省)は2010年度の取組として、GHGプロトコル「スコープ3」基準を参考として、日本企業の使いやすさを考慮したサプライチェーン全体の排出量算定のガイダンス案を公表。
- 2011年8月に公表された案(前年度検討のとりまとめ)¹¹では、GHGプロトコル「スコープ3」基準とは異なるカテゴリ体系に沿って算定方法が構築されていた。

表 「スコープ3」基準のカテゴリと2010年度環境省検討会のカテゴリ

| | 「スコープ3」基準におけるカテゴリ (第2ドラフト時点) | 環境省検討会におけるカテゴリ |
|----|-------------------------------------|------------------------|
| 上流 | 1. 購入した商品・サービス | 1. 原材料の製造等 |
| | 2. 資本財 | 4. 施設及び設備の建設・製造 |
| | 3. Scope1,2 に含まれない 燃料及びエネルギー関連活動 | 3. 電気・熱の製造過程での燃料調達 |
| | 4. 輸送、配送(上流) | 2. 原材料の輸送 |
| | 5. 事業から出る廃棄物 | 5. 自社の事業活動からの廃棄物処理 |
| | 6. 出張 | 8. 営業活動・出張 |
| | 7. 雇用者の通勤 | 9. 雇用者の通勤 |
| | 8. リース資産(上流) | 6. 事業所としての排出 |
| | 9. 投資 | (当面は対象外) |
| 下流 | 10. 輸送、配送(下流) | 10. 顧客の移動 11. 製品の流通 |
| | 11. 販売した製品の加工 | 12. 製品・リース資産の使用 |
| | 12. 販売した製品の使用 | 12. 製品・リース資産の使用 |
| | 13. 販売した製品の廃棄 | 13. 製品・リース資産の廃棄 |
| | 14. リース資産(下流) | 12. 製品・リース資産の使用 |
| | 15. フランチャイズ | 6. 事業所としての排出 |

(出所)環境省資料7に基づき、Japan-CLP作成

Japan-CLPの考え方

- GHGプロトコル「スコープ3」基準のカテゴリ構造は、支払い／販売の関係に基づいて体系化されており、独特のわかりにくさが存在。その点では、日本政府がより直感的に理解しやすいカテゴリ体系の再定義をしたことは、サプライチェーン全体の排出量算定の敷居を下げる試みの一つとして、その動機についてはポジテ

¹¹平成22年度「サプライチェーンにおける温室効果ガス排出量算定方法検討会」取りまとめ(2011年8月公開)

イブに評価。

- しかし、日本政府による独自のカテゴリ構造の提案は、「企業ごとに異なる独自基準での取組では、個々の取組が社会の中で連鎖する浸透性に欠ける」との理由からJapan-CLPが提言した“国際的に広く整合性のある見える化の仕組みと指標”という考え方には反する側面がある。
- また、日本企業であっても、グローバル企業としてCDPのような世界共通の枠組みでの環境情報開示を迫られている企業は、仮に日本企業に最適化した“日本版”が構築されたとしても、世界向けにはGHGプロトコル「スコープ3」基準に準拠したサプライチェーン全体の排出量の算定・報告を求められることになる。結果として、日本企業に最適化した独自の“日本版”の存在が、国内向けと世界向けに2通りの算定基準を使い分ける事態を招く可能性が高いことも懸念。

<提言>

- 日本政府は、「スコープ3」基準の“日本版”を作成する場合に、デファクトスタンダードとなる可能性が高いGHGプロトコル「スコープ3」基準との整合性に十分留意すべき。

現在の状況

- 日本政府による「スコープ3」基準の“日本版”についても、
 - 2011年12月26日公開の「サプライチェーン排出量算定ガイドラインの作成方針について」¹²において「環境省とりまとめを継承しつつ、GHGプロトコルと可能な限り整合を図る」との方針が提示。
 - 2012年3月13日公開の「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドラインVer1.0(案)」¹³において、正式発行版「スコープ3」基準と内容、ナンバリングともに1対1に対応したカテゴリ構造を提示。
- Japan-CLPの提言と考え方が一致したものと認識。

¹² 平成23年度サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等に関する調査・研究会(第2回、2011年12月26日)資料3-1 スライド3

¹³ 平成23年度サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等に関する調査・研究会(第3回、2012年3月13日)資料3-2 表4-2

- 2.3 取組の普及推進に関する提言

(1) サプライチェーン全体の排出量の算定・報告に関する企業側の負荷を下げるため、ガイダンス等のツール整備を実施すべき。

背景

- GHGプロトコルは、「スコープ3」基準の第2ドラフト(2010年11月発行)において、汎用的な基準・ガイダンスとしての方向性を明確にする一方、
 - ① 各カテゴリの業種別の具体的な解釈
 - ② 適用可能なGHG排出係数(GHG排出原単位)
 などの具体的なガイダンスは示していなかった。
- 算定ツール等の支援ツールの作成についても明確な方針は示されていない。

Japan-CLPの考え方

- 検討範囲の広いサプライチェーン／バリューチェーン領域の排出量の算定・報告は、企業側にとってその対応負担は軽いものではない。
- そのため、ガイダンス情報や算定ツールなど、企業の対応負担を低減するために必要なツールは、可能な限り基準策定者側が提供すべきである。

<提言>

- GHGプロトコルおよび日本政府は、サプライチェーン全体の排出量の算定・報告に関する企業側の負荷を下げるため、以下のツール整備を実施すべき。
 - ① 各カテゴリの業種別の具体的な解釈や算定の優先順位付け
 - ② 適用可能なGHG排出係数(GHG排出原単位)
 - ③ 算定ツール

現在の状況

- GHGプロトコル、日本政府によるツール整備に関する検討状況は、次表の通り。
 - GHGプロトコルの①、②に関する取組は、概念的な整理(①)や単純な情報源情報の提示(②)に留まる一方、③に関してはツール作成を宣言。
 - 日本政府は、①、②に関して、企業の算定・報告の実務に役立つ取組に着手し、既に一定のアウトプットを提示。今後のさらなる充実(業種別解説の業種拡大、海外での適用が可能なGHG排出係数DBの整備)が望まれる。
 - また、日本企業にとって使いやすい算定ツールの整備も望まれる。
- Japan-CLPの提言の一部は実現しつつあるが、今後も、基準策定者(GHGプロトコル)、政策立案者(日本政府)による更なるツールの充実化の取組が求められる。

表 サプライチェーンGHG算定におけるガイダンス等のツール整備状況
(2012年3月時点)

| | GHGプロトコル | 日本政府 |
|-------------------------|---|---|
| ①各カテゴリの業種別の具体的な解釈 | △： セクター別ガイダンスの可能性を示すのみ。 | ○： 一部業種限定ながら、「業種別解説」の作成を実施。 |
| ②適用可能なGHG排出係数（GHG排出原単位） | △： ・世界各地の排出係数DBをWEB上で紹介。 ・ただし、スコープ3への適用上のガイダンス情報無し。 | ○： ・日本企業が利用可能な排出係数DB情報を整理。 ¹⁴ ・スコープ3への適用に際しての各DB適用のデシジョン・ツリーも提供。 ・ただし、海外で適用できる排出係数DBは未整備。 |
| 算定ツール | ○：作成を宣言 | ×：検討無し |

¹⁴ サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等に関する調査・研究会(第3回)「資料3-3」および「資料3-3別紙」として公開

(2) サプライヤーとしての中小企業に対する、キャパシティ・ビルディングや算定サポート等の支援策を実施すべき。

背景

- GHGプロトコルは、「スコープ3」基準の第2ドラフト(2010年11月発行)において、「スコープ3」排出量の算定結果に占めるサプライヤーからの一次データ収集割合の向上を促進する仕掛けを要求事項に組み込む。
 - 第1ドラフト時点には存在した直接サプライヤーに対する一次データ収集要求は、第2ドラフト時点で削除したものの、一次データ収集によるデータカバー率の報告を義務付ける要求事項を導入¹⁵
 - 背景に、企業に対して一次データ収集によるデータカバー率向上を競わせる考え方が存在するとの分析が、日本政府の研究会でも指摘された¹⁶

Japan-CLPの考え方

- サプライチェーン／バリューチェーン全体のGHG排出量の算定において、サプライヤーからの一次データ収集を企業に押し付ける考え方については、反対。
- ただし、サプライチェーン／バリューチェーン全体のGHG排出量の削減を実現していくには、サプライチェーン全体の各企業の協働・連携は不可欠となることは明らか。中長期的には、サプライヤーからの一次データ収集が社会的に広く実施可能な状況が生まれることが望ましい。
- その際、重要なのは、サプライチェーン上の中小企業の協力を得る。中小企業に環境一次データの提供を依頼する際にボトルネックとなっているのは、
 - ① 中小企業自身の環境データ収集・算定に関するスキル、ノウハウの有無
 - ② 中小企業自身の環境データ収集・算定結果の妥当性を客観的に示す仕組みの欠如
(データを受け取った川下企業が、算定結果の妥当性を調べるすべがない)
 - ③ 川上の大手企業(素材メーカー等)からの環境データの開示
(中小企業自身のデータのみでは、上流に遡った排出量データを作成できない)

<提言>

- Japan-CLPは、サプライヤーとしての中小企業に対する以下のような支援策が、実施されるべきと考える。
 - ① 中小企業の環境データ収集・算定に関するキャパシティ・ビルディング
 - ② 中小企業の環境データ収集・算定結果に対する簡易的な検証制度の構築
 - ③ 中小企業の環境データ収集・算定を後押しする、さらに川上の大手企業(素材メーカー等)による環境データ開示の一般化
- ①は、GHGプロトコルのような基準策定者や、日本政府のような政策立案者が主として実施すべき内容である。
- ③は、Japan-CLP自身を含めた大手企業が主体的に実施していくべき内容である。

¹⁵ 「スコープ3」基準第2ドラフト 11.1節

¹⁶ 平成22年度サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出量算定基準に関する調査・研究会(第3回、2010年11月17日)資料4 スライド39

現在の状況

①に関して:

- GHGプロトコルは、2011年10月の「スコープ3」基準の正式発行以降、中国、インドでのスコープ3算定に関するワークショップを数回開催。
 - グローバル・サプライヤーである中国、インド企業の環境データ収集・算定に関するキャパシティ・ビルディングが意図されているが、まだ規模的に実効性を評価できる段階にはない。
- また、GHGプロトコルは、2011年10月の「スコープ3」基準の正式発行版において、全カテゴリにおいて、サプライヤーを含めたバリューチェーン・パートナーからのデータ収集による排出量算定カバー率を報告することを企業に要求。
 - 川下の企業から川上の企業に対して、環境一次データ要求の連鎖を発生させることを意図した要求事項である。
 - ただし、Japan-CLPが懸念する「川上の企業が川下の企業より規模が大きく、川下企業の一次データ要求を受け入れない」ケースに関する検討はなされていない模様。
- 「スコープ3」基準の“日本版”を作成した「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等に関する調査・研究会」検討においては、サプライヤー支援に関する具体的な検討成果は発表されていない。

②に関して:

- GHGプロトコルは「スコープ3」基準正式発行版(2011年10月)において、サプライヤーに第三者検証を受けることを推奨するガイダンスを提示したのみ。
- 日本政府や各国政府が制度設計を進めるカーボンフットプリント制度は、サプライヤーの環境データの第三者検証の仕組みとなる可能性を有している。
 - サプライヤーが川下企業に提出すべきデータは、サプライヤー自身の「スコープ3」排出量ではなく、川下企業の「スコープ3」排出量の一部。
 - より具体的には、Cradle to Gate(最上流から自社の出荷ゲートまで)の部分的なカーボンフットプリント情報に相当する。

③に関して:

- 内外含め、多くの企業が「スコープ3」基準の内容の解釈に取り組んでいる状況のため、企業としてのサプライチェーン内での中小企業支援策を検討する段階には、まだ至っていない。

結論として:

- Japan-CLPの提言は、まだ実現に向けた動きが一部現れたに過ぎない状況である。
- サプライヤーとしての中小企業に対する各種支援は、サプライチェーン全体の排出量算定が形だけの取組となるか、サプライヤーとの連携を通じて実際に削減の果実を生み出す取組となるかを左右する大きなテーマであり、今後、産官の本格的な取組の推進が求められる。

(3) サプライチェーンの排出量算定・報告に取り組む企業に対するインセンティブ施策を導入すべき。

背景

- 「スコープ3」など、サプライチェーン／バリューチェーン全体の排出量算定・報告に取り組む企業にとって、インセンティブとなる制度・プログラムが、CDP以外に存在しない。

Japan-CLPの考え方

- CDPにおける格付向上は、「スコープ3」など、サプライチェーン／バリューチェーン全体の排出量算定・報告に取り組む企業にとって、一種のインセンティブとはなっているものの、影響力は限定的。
- Japan-CLPの“12の提言”における提言⑤「サプライチェーン全体をカバーし、製品・サービス、及び企業活動全体の測定を可能とする、国際的に広く整合性のある見える化の仕組みと指標を構築する」を実現するには、より直接的に、取り組む企業がメリットを享受できる制度・プログラムが必要。

<提言>

- 政策決定者や、投資家(含むCDPのような投資家主体の格付機関)は、サプライチェーン／バリューチェーン全体の排出量算定・報告に取り組む企業にとって、直接のインセンティブとなるような制度・プログラムの導入を検討するべきである。

現在の状況

- 日本政府による「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等に関する調査・研究会」の分科会「グローバル対応分科会」は、サプライチェーン／バリューチェーン全体の排出量算定・報告に取り組む企業にとってインセンティブとなりうる政策案を提言¹⁷。
 - 【投資家】先進的なグリーン・バリューチェーン構築企業に対する積極的な投資
 - 【行政】グリーン調達におけるLCAの位置づけ強化
 - 上記は、サプライチェーン全体の排出量算定や削減に取り組む企業に対する投資優遇や、公共調達における優遇政策を意味することが期待されるものの、詳細についてはまだ明確となっておらず、次年度の具体化を待つ状態。
- また、日本政府による「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等に関する調査・研究会」の分科会「排出量分科会」は、サプライチェーン全体の排出量算定に取り組む企業のためのホームページ開設を予定¹⁸。
 - 取り組みを推進する企業に対して、表彰などの称揚策を実施するプラットフォームとなる可能性も期

¹⁷平成23年度サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等に関する調査・研究会(第3回、2012年3月13日)資料2-2 スライド59

¹⁸平成23年度サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等に関する調査・研究会(第3回、2012年3月13日)資料3-1 スライド37

待されるものの、詳細についてはまだ明確となっておらず、次年度の具体化を待つ状態。

- Japan-CLPが提案するインセンティブ策については、日本政府においても検討の必要性が認識され、次年度の課題として位置づけられている状況。
- 次年度以降の取組において、サプライチェーン全体の排出量算定に取り組むことが経営上のメリットとなるような制度・プログラムの検討が求められる。

2.4 企業評価への活用に関する提言

(1) 導入初期においては、サプライチェーン排出量の算定結果や削減の大きさによる企業評価よりも、まずは算定に取り組んでいることを評価する考え方を導入すべき。

背景

- CDPは、企業スコアリングの上では「スコープ3」排出量の算定・報告行為自体を評価する考え方を採用しているものの、格付結果の報告書においては企業各社の「スコープ3」排出量を横並び比較できる形式(一覧表)で揭示¹⁹。
- GHGプロトコルは、「スコープ3」基準の第2ドラフト(2010年11月発行)において、スコープ3排出量の算定を行う際に、経年的なパフォーマンス追跡を実施することを要求。(少なくともそう読める内容であった。)

Japan-CLPの考え方

- 「スコープ3」排出量のようなサプライチェーン/バリューチェーン全体の排出量は、算定の対象範囲が広範であるため、以下のような特徴が存在する。
 - 算定の目的に応じてバウンダリ設定を行わざるを得ない。
(同一企業の同一年次の算定であっても、目的が異なれば、算定結果が異なる)
 - 導入初期においては、算定できるバウンダリが年々拡大していく傾向がある。
(企業活動に変化がなくとも、算定範囲の拡大努力によって計上される排出量が増加する場合が存在)
- 以上のようなサプライチェーン排出量に関する特徴を考慮し、Japan-CLPは、
 - 企業間でのサプライチェーン排出量の算定結果を比較すべきではない。
 - 同一企業内での削減努力を評価する際も、年々算定可能なバウンダリが拡大することによる排出量の増大が発生する段階では、経年的なパフォーマンス評価を行うべきではない。
 と考える。
- むしろ、導入初期の数期間は、「スコープ3」排出量のようなサプライチェーン全体の排出量の算定に取り組んでいること自体を評価する考え方を採用する必要がある。

<提言>

- 「スコープ3」排出量の算定結果を企業格付に利用する格付機関(CDP等)や、将来「スコープ3」算定・報告制度の導入を検討している政策立案者は、導入初期においては、サプライチェーン排出量の算定結果や削減の大きさによる企業評価よりも、まずは算定に取り組んでいることを評価する考え方を導入すべきである。

現在の状況

- GHGプロトコルは、「スコープ3」基準の正式発行版において、

¹⁹例:「カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト2010ジャパン 500 レポート」の付録2「企業回答ステータス」

- 「スコープ3」排出量の算定結果を企業間比較に適用すべきでないことを明言²⁰。
- 経年的なパフォーマンス評価への活用は、「スコープ3」排出量の算定結果の適切な活用方法であるが、バウンダリが年々拡大する導入初期の段階では経年的パフォーマンス評価をする必要はない、とも明言²¹。
- 基準としては「導入初期においては、サプライチェーン排出量の算定結果や削減の大きさによる企業評価」を推奨しない方針が明確に打ち出された、と言える。
- CDPについては、格付結果の報告書においては企業各社のスコープ3排出量を横並び比較できる形式(一覧表)で掲示」との状況は、2011年報告書でも変わらず。
 - ただし、企業スコアリングの上ではスコープ3排出量の算定・報告を実施していること自体を評価する考え方も、依然として採用されている。
- 2012年3月13日、日本政府がサプライチェーン排出量の算定に関して「情報発信や情報共有を目的とし、関連する情報を集めたホームページを作成」することを表明²²。
 - コンテンツ案に「サプライチェーン排出量算定の取組事例」が挙げられており、サプライチェーン排出量算定に取り組んだ企業を政府として評価する発想があることが窺われる。
- 「算定に取り組んでいることを評価する考え方」が、各プレイヤー(基準策定者(GHGプロトコル)、政策決定者(日本政府)、企業評価者(CDP))に認識されているのは明らか。しかし、この考え方を明確に打ち出し、企業の取組を後押しする報告プログラムの登場には至っていない。
- 日本政府が、「スコープ3」への取組企業を後押しする方針を政策化する際には、「算定に取り組んでいることを評価する考え方」を明確に打ち出すことが必要である。

²⁰ 「スコープ3」基準の1.5節

²¹ 「スコープ3」基準の9.1節

²² 平成23年度サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等に関する調査・研究会(第3回、2012年3月13日)
「資料3-1」スライド37

(2) 「スコープ3」などサプライチェーン排出量の大小を、企業間の比較評価に用いてはいけない、との原則を徹底すべき

※ (1)でも部分的に取り上げられたテーマだが、重要な要素であるため、特出した提言としても取りまとめを行った。

背景

- GHGプロトコルは、「スコープ3」基準の第2ドラフト(2010年11月発行)において、スコープ3排出量の企業間での比較評価への適用の可否について言及せず。

Japan-CLPの考え方

- 「スコープ3」排出量のようなサプライチェーン／バリューチェーン全体の排出量は、算定の対象範囲が広範であるため、算定の目的に応じてバウンダリ設定を行わざるを得ない。
- そのため、同一企業の同一年次の算定であっても、実施目的によってバウンダリが異なり、その結果「スコープ3」排出量の算定結果が異なる、という事態が生じうる。

<提言>

- 企業評価者は、「スコープ3」排出量などのサプライチェーン排出量の大小を、企業間の比較評価に用いてはいけない。
- 企業評価者や、報告制度の設立を検討している政策決定者は、「スコープ3」排出量などのサプライチェーン排出量の大小を企業間の比較評価に用いてはいけないとの原則に従い、制度・プログラムの情報利用者にも利用上の注意として周知しなければならない。
- 企業間の比較評価への活用を認める算定・報告の制度・プログラムを開発する場合は、企業間でバウンダリやデータ収集方法を一致させるなどの追加的な指定を行わなければならない。

現在の状況

- GHGプロトコルは、「スコープ3」基準の正式発行版において、「スコープ3」排出量の算定結果を企業間比較に適用すべきでないことを明言²³。
- しかし、「スコープ3」排出量などのサプライチェーン排出量の算定・報告制度・プログラムにおいて、制度・プログラムの情報利用者に利用上の注意として「企業間比較への適用不可」を明言し、周知事例はまだ存在しない。
- 今後、既存のプログラム(CDP等)や、新たに開発が検討されている制度・プログラムにおいて、「企業間比較への適用不可」の原則が徹底されることが必要。

²³ 「スコープ3」基準の1.5節

(3) 「スコープ3」排出量などサプライチェーン排出量算定結果を企業評価に使用する場合は、排出量情報だけでなく、企業の活動量(売上、利益等)などと併せた評価を行うことが望ましい。

背景

- GHGプロトコルは、「スコープ3」基準の第2ドラフト(2010年11月発行)において、スコープ3に関する目標として、スコープ3排出量と売上高などを関連付けた原単位型指標での目標設定も可能であることに言及。
- ただし、概念としての整理に留まり、具体的な原単位型指標の案の推奨には至っていない。

Japan-CLPの考え方

- 「サプライチェーン／バリューチェーン全体の排出量を算定する」というフレーズから、「スコープ3」排出量等の算定には、企業活動の全体像を排出量の観点から見える化できるとの期待感が生じるが、実際には「スコープ3」の算定を行っても、排出量側からの企業評価しかできないという点は留意する必要がある。
- 企業が、排出量を削減するために存在するのでなく、本業を通じて社会に価値を提供するために存在を許されたであることを考慮すれば、「スコープ3」排出量データについても、排出量側からの観点からのみでなく、企業が社会に提供する価値の観点も合わせて評価に活用されるべきである。

<提言>

- 「スコープ3」排出量などサプライチェーン排出量算定結果を企業評価に使用する場合は、排出量情報だけでなく、企業の活動量(売上、利益等)などと併せた評価を行うことが望ましい。

現在の状況

- 「スコープ3」基準の正式発行版においても、ガイダンスの内容は、スコープ3排出量と売上高などを関連付けた原単位型指標での目標設定については概念的な整理が行われた程度に留まった。
- CDPにおいても、「スコープ3」排出量に関する原単位目標とその達成状況を報告できる形式が取られているが、原単位型指標での企業評価を推奨する考え方は取られていない。
- 現状において、「スコープ3」排出量等のサプライチェーン全体の排出量を企業評価に活用するための原単位型指標の提案は、十分になされていない。
- ただし、「スコープ3」排出量と関連付けるべき企業活動側の指標として何を採用するか、は企業毎に異なる可能性があり、基準策定者(GHGプロトコル)や企業評価者(CDP)が特定の指標を押し付ける方針を採らなかったことは合理的であるとも言える。
- むしろ、「スコープ3」排出量と関連付けるべき企業活動側の指標として何を採用するかを考えることは、サプライチェーン全体の排出量算定に取り組む企業側の課題と言える。

2.5 今後の発展の方向性に関する提言

(1) 基準策定者、企業、企業評価者、政策立案者らは、真のサプライチェーン全体の排出量評価を行うためには、「スコープ3」排出量の算定に加え、いわゆる削減貢献量の評価が必要であることを、理解し、認識しなければならない。

背景

- GHGプロトコルは、「スコープ3」基準の第2ドラフト(2010年11月発行)において、報告企業の製品・サービスが従来の製品・サービスを置き換えることで発生が回避される排出量(Avoided emissions、いわゆる「削減貢献量」に相当)の算定は、「スコープ3」基準の対象外であることを表明²⁴。

Japan-CLPの考え方

- GHGプロトコルが、「スコープ3」排出量を、「報告企業のサプライチェーン／バリューチェーン【から発生する排出量】」²⁵と定義したことを前提とすれば、その帰結として、Avoided emissionsが「スコープ3」排出量に含まれないとの結論にいたったことを、理解できる。
 - Avoided emissionsは、報告企業の製品・サービスによって代替される他社の製品・サービスが“排出していたであろう仮定の排出量”である。これは、①他社のサプライチェーン／バリューチェーンからの排出量である、②排出量ではなく回避された排出量である、の2点から、報告企業のサプライチェーン／バリューチェーン【から発生する排出量】には該当しないこととなる。
 - 仮に「スコープ3」をAvoided emissionsを含めた概念とするならば、例えば「報告企業のサプライチェーン／バリューチェーンから【発生する排出量及び派生する排出抑制量】」といった定義づけを行う必要があるであろう。
- しかし、スコープ1、2の範囲では捉えられない企業による削減取組のうち、最も大きな効果を有するのが、従来型の高炭素型の製品・サービスを低炭素型のそれで置き換える取組(その効果がAvoided emissions)であることを考えれば、スコープ1、2の範囲では捉えられない企業のGHG削減努力の効果を定量化したいとの動機の下に策定された「スコープ3」基準に、Avoided emissionsの算定基準としての機能が含まれていることを期待するのは、むしろ当然といえる。
- また、既存のシステムを代替する側の新テクノロジー製品のみを製造・供給している企業の場合、新テクノロジー製品を導入すればするほど、「スコープ3」排出量は増大する(低炭素型製品であっても製造、輸送、使用ではGHGを排出)ことになる。GHGプロトコル側の情報発信が“「スコープ3」基準によって企業のサプライチェーン／バリューチェーン関連の全ての排出量データが得られる”との印象を与えがちであることを考えれば、上記の「スコープ3」排出量の算定結果は、多量のAvoided missionをもたらすテクノロジーを有する企業が社会から不当に低く評価される事態を招きかねない。

<提言>

- 真のサプライチェーン全体の排出量評価を行うためには、「スコープ3」排出量の算定に加え、いわゆる削減貢献量の評価が必要であることを、策定者たるGHGプロトコルは正確に理解し、認識しなければならない。

²⁴ 「スコープ3」基準第2ドラフト 1.2節、ボックス4.10

²⁵ 典型的には「スコープ3」第2ドラフト 1.2節の「indirect emissions that occur in the value chain of the reporting company」

- GHGプロトコルのような基準策定者のみならず、基準を利用して算定・報告を行う企業自身、企業の評価を行うCDPのような格付機関、将来サプライチェーン排出量の算定報告の制度構築を検討している政策立案者らも、「スコープ3」概念の限定性を理解しなければならない。

現在の状況

- GHGプロトコルは、「スコープ3」基準の正式発行版において、
 - Avoided emissionsの算定の重要性を認識した上で、
 - 「スコープ3」基準の対象外であることを再確認し、加えて、
 - Avoided emissionsの算定には、GHGプロトコルが過去に発行したプロジェクト・プロトコル²⁶を適用すべきとの表明を実施。
- また、GHGプロトコルは日本政府主催の公開委員会において、「スコープ3」排出量とAvoided emissionsの両面を評価することで、バリューチェーンに関わる排出量評価の完全な枠組みになる、との旨の発言を行う²⁷。
- 日本政府も「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等に関する調査・研究会」において、「スコープ3的手法とCO2削減貢献量算定手法は、車の両輪」との概念整理を公表²⁸。
- GHGプロトコルと日本政府が、公開委員会で意見交換を行ったことで、削減貢献量(Avoided emissions)算定の重要性を、GHGプロトコル、日本政府、傍聴していた産業界の中で共有が図れたと言える。
- Japan-CLPの提言と考え方が一致したものと認識。

²⁶ CDM(クリーン開発メカニズム)等で構築されたGHG削減プロジェクトの効果測定・検証の方法論を一般化したプロトコル。2006年発行。正式名称はGHG protocol for project accounting。

²⁷ サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等に関する調査・研究会グローバル対応分科会(第2回、2011年11月21日)。議事要旨のA8の発言が該当。

²⁸ サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等に関する調査・研究会(第3回、2012年3月13日) 資料2-2 スライド58

(2) 削減貢献量の評価についても、「国際的に広く整合性のある」算定の方法論の整備・構築がなされるべき。

背景

- GHGプロトコルは、「スコープ3」基準の第2ドラフト(2010年11月発行)において、Avoided emissions(いわゆる「削減貢献量」に相当)の算定は、「スコープ3」基準の対象外であることを表明。
- GHGプロトコルは、Avoided emissionsの算定の方法論として、CDM等で構築されたベースライン&クレジットの手法を推奨²⁹。
 - 具体的には、プロジェクト・プロトコル(GHG protocol for project accounting)の適用を推奨。
 - ISOにおいてもベースライン&クレジットの手法をベースとしてISO 14064 part.2が存在。「削減」の定量化に関する基準はISOにおいては、この基準のみ。
- 一方、日本の個々の産業界では、従来よりCT業界や化学業界等が業種別に、LCAを応用した削減貢献量の算定手法が検討されてきた経緯がある^{30,31}。
 - ただし、ISOのLCA関連の基準(ISO 14040、14044)では、こうした応用は公式には認められていない。

Japan-CLPの考え方

- 製品・サービスがもたらす削減貢献量は、製品・サービスの利用者にとって排出量削減というメリットをもたらすものであるため、製品・サービスの付加価値になる情報。
- 「持続可能な低炭素社会への移行に先陣を切る事を、自社にとってのビジネスチャンス・次なる発展の機会と捉える企業ネットワーク」と自己を定義するJapan-CLPIにとって、削減貢献量情報による製品・サービスの価値付けは、低炭素社会への移行のための取組であり同時にビジネスチャンスの獲得となりうる取組として、重視している。
 - 会員企業には、従来から削減貢献量の算定に取り組んできた企業も存在。
- しかし、削減貢献量の評価方法は、
 - GHGプロトコルが推奨するベースライン&クレジット手法の応用
 - 産業界が取り組むLCA手法の応用
 の2つのアプローチが存在する状態。
- 前者は国際的な基準が存在する(ISO 14064-2、GHG protocol for project accounting)反面、CDMの煩雑な手続きをイメージさせるためか、産業界での自主的な適用事例は少ない。一方後者は、産業界にとって適用しやすい手法である反面、国際的な基準による裏づけがなされておらず、手法が業種別に異なる状況。
- 削減貢献量情報による製品・サービスの価値付けを実現するためにも、「国際的に広く整合性のある」算定の方法論の整備・構築がなされることが望ましい。

²⁹ 「スコープ3」基準第2ドラフト 1.2節、ボックス4.10

³⁰ ICTについては、ITU-T(ITU(国際通信連合)の電気通信標準化部門)、グリーンIT推進協議会の活動等が該当

³¹ 化学業界については、ICCA(国際化学工業協会協議会)、日本化学工業協会の活動等が該当

＜提言＞

- 企業による削減貢献の取組を促進する観点からは、国境をまたいで算定者、算定結果の利用者が等しく理解し、適用が可能な削減貢献量の算定手法の整備・構築がなされることが望ましい。

現在の状況

- GHGプロトコルは、日本政府との意見交換の中で、Avoided emissionsの算定のための新たな基準を発行する予定がないことを明言³²。
 - 同時に、日本の電機業界が進める、GHG project for project accountingを下地にした業界別のガイドランス作りについては賛同を表明³³。
- 日本政府は、業界別に下地とする方法論や国際ルール化の訴求先が異なることなどを受け、原則として業界別の削減貢献量の算定手法開発と国際ルール化を推進する方針を表明³⁴。
- 日本政府の方針は、業界単位であっても日本の産業界の方法論を国際ルールとすれば、製品・サービスの付加価値訴求に役立てるとの戦略眼に基づいており、中期戦略(3～5年)としては評価できるもの。
- ただし、業界単位の国際ルールでは、海外の訴求先から業界を横断した削減貢献効果比較ができないとの指摘を受け、製品・サービスの価値付けに活用できない可能性も残る。
- 長期的には、業界の壁を越えて整合性が担保された削減貢献の算定手法・ルールの構築を目指していくことが必要。

³² サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等に関する調査・研究会グローバル対応分科会(第2回、2011年11月21日)。議事要旨のA12の発言が該当。

³³ 同上分科会の議事要旨A13の発言が該当。

³⁴ サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等に関する調査・研究会(第3回、2012年3月13日) 資料2-2 スライド60

3. 残された課題

「はじめに」で示したとおり、2章に示したJapan-CLPの提言は、GHGプロトコルによる「スコープ3」基準の正式発行や日本政府による「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等に関する調査・研究会」の設立に先駆けて取りまとめたものである。そのため、現時点においては提言した内容がほぼ実現しているものも少なくない。

しかし、サプライチェーン／バリューチェーン全体の排出量の算定・報告を広く普及させ、サプライチェーン上での排出量削減の成果を促進することで、低炭素化を進めるとともに、そこにビジネスチャンスが生まれる社会を構築することをゴールとすれば、残された課題を認識し、その対応策を考えていくことの重要性は極めて大きい。

こうした見地に立ち、本章では、解決・達成されていない残された課題を振り返り、その対応策のラフな提案を行うこととしたい。本章の内容は、「サプライチェーン全体での温室効果ガス排出量の見える化に関する提言」の今年度最終版と位置づけられるものである。

なお、残された課題を論じるにあたっては、

- 政府等の企業以外のプレイヤーが取り組むべき課題
 - Japan-CLP会員企業のような企業自身が率先して取り組むべく課題
- の2つの視点を導入することとする。

3.1 残された課題<1> ～政府などが取り組むべき課題

(1) サプライチェーン全体の排出量の算定・報告に関する企業側の負荷を下げるため、ガイダンス等のツール整備を実施すべき。

- 「2.3 取組の普及推進に関する提言」の(1)として先述した課題。
- 国内においては、「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等に関する調査・研究会」の活動として、
 - － 業種別の「スコープ3」基準のカテゴリの解釈や算定対象としての優先順位付
 - － 利用できるGHG排出原単位DB情報の整備
 などが進んでいる状況。
- 今後の課題は、
 - ① より多くの業種・業界での「業種別解説」の作成
 - ② 海外から調達する物品・サービスに関するGHG排出原単位DBの整備
 - ③ 使いやすい算定ツールの開発
- これらの推進については、政府あるいは業界団体が主体的に取り組むべきである。

(2) サプライヤーとしての中小企業に対する、キャパシティ・ビルディングや算定サポート等の支援策を実施すべき。

- 「2.3 取組の普及推進に関する提言」の(2)として先述した課題。
- 現状においては、GHGプロトコルによる算定方法に関するワークショップが中国、インドで実施された実績があるのみ。
- Japan-CLPは、具体的な支援策として、従来から以下の3点の実現を提言してきた。
 - ① 中小企業の環境データ収集・算定に関するキャパシティ・ビルディング
 - ② 中小企業の環境データ収集・算定結果に対する簡易的な検証制度の構築
 - ③ 中小企業の環境データ収集・算定を後押しする、さらに川上の大手企業(素材メーカー等)からの環境データの開示の一般化。
- 政府に取組を要求したいのは、上記の①、②の取組もしくは取組支援である。
- ここで注意が必要なのは、中小企業が算定・提供する環境データは、中小企業自身の「スコープ3」排出量ではなく、川下の取引先企業の「スコープ3」排出量の一部(例:カテゴリ1「購入した物品・サービス」)であり、Cradle to Gate(最上流から自社の出荷ゲートまで)の部分的なカーボンフットプリント情報にほかならない点である。
- 中小企業が算定・提供する環境データは、日本政府が制度試行事業を推進してきた「カーボンフットプリント制度³⁵」やその関連組織である「カーボンフットプリント日本フォーラム³⁶」が取り扱う製品分野のカーボンフットプリントに含まれるものと言える。

³⁵ <http://www.cfp-japan.jp/>

³⁶ <http://www.cfp-forum.org/>

- そのため、中小企業支援策としての上記①、②は、同制度が実施する企業支援施策、算定結果の検証機能によって、原理的にはカバーされるものである。
- 以上から、Japan-CLPIは、同制度がその発展的な役割として、サプライヤーとしての中小企業の支援（キャパシティ・ビルディング、データ検証）を実施していただくことを提言したい。

※ ③については、「3.2 残された課題<2> ～企業自身に取り組むべき課題」において改めて論じる。

(3) サプライチェーンの排出量算定・報告に取り組む企業に対するインセンティブ施策を導入すべき。

- 「2.3 取組の普及推進に関する提言」の(3)として先述した課題。
- 現状においては、日本政府からインセンティブ政策となる可能性のある取組、取組案が登場し始めた段階。
 - 以下の優遇策を連想させる施策案が政府資料に登場。
 - ・ サプライチェーン全体の排出量算定企業に対する投資上の優遇
 - ・ 公共調達におけるサプライチェーン全体の排出量算定企業の優遇
 - 政府によるサプライチェーン全体の排出量算定に取り組む企業のためのホームページ開設宣言。予定されていること以外、その中で事例紹介が取組企業を称揚するための仕掛けとなることGHGプロトコルによる算定方法に関するワークショップが中国、インドで実施された実績があるのみ。
- 長期的には「サプライチェーン全体の排出量算定企業に対する投資上の優遇」、「公共調達におけるサプライチェーン全体の排出量算定企業の優遇」など、企業や投資家に実益をもたらす施策の実施が望ましい。
- しかし、これらの施策は、制度設計に一定期間を要するものであるため、初期段階としてはより簡易に導入できる表彰制度などでのサプライチェーン全体の排出量算定企業に対する称揚策が実施されるべきである。
 - 例)環境省「エコ・ファースト制度」への組み込み

(4) 導入初期においては、サプライチェーン排出量の算定結果や削減の大きさによる企業評価よりも、まずは算定に取り組んでいることを評価する考え方を導入すべき。

(5) 「スコープ3」などサプライチェーン排出量の大小を、企業間の比較評価に用いてはいけない、との原則を徹底すべき。

- 「2.4 企業評価への活用に関する提言」の(1)(2)として先述した課題。

- いずれも、サプライチェーン全体の排出量の算定・報告に関する制度・プログラムに対する提言。
- 現状において、(4)(5)の考え方は「スコープ3」基準や既存の算定・報告プログラム(CDP)において既に採用されている。
- ただし、既存の算定・報告プログラム(CDP)では企業スコアリングの上では、(4)(5)の考え方をベースとしているものの、報告企業の排出量データ(スコープ1、2、3)を横並びした一覧表等において、(4)(5)の考え方に基づく“データの読み方”を周知徹底しているとは言えない状況。
- 既存の算定・報告プログラムや日本政府が検討している事例紹介においては、(4)(5)の考え方にに基づく“データの読み方”を周知徹底していくことが必要である。
- 将来的に、日本政府がサプライチェーン排出量を、算定・報告・公表制度に組み込むことを検討している場合も同様である。

(6) 削減貢献量の評価についても、「国際的に広く整合性のある」算定の方法論の整備・構築がなされるべき。

- 「2.5 今後の発展の方向性に関する提言」の(2)として先述した課題。
- 現時点で、日本政府は、業界別に下地とする方法論や国際ルール化の訴求先が異なることを受け、原則として業界別の削減貢献量の算定手法開発と国際ルール化を推進する方針を表明。
- 日本政府の方針は、業界単位であっても日本の産業界の方法論を国際ルールとすれば、製品・サービスの付加価値訴求に役立てるとの戦略眼に基づいており、中期戦略(3~5年)としては評価できるもの。
- ただし、業界単位の国際ルールでは、海外の訴求先から業界を横断した削減貢献効果比較ができないとの指摘を受け、製品・サービスの価値付けに活用できない可能性も残る。
- 長期的には、業界の壁を越えて整合性が担保された削減貢献の算定手法・ルールの構築を目指していくことが必要。

※企業自身が実施すべき取組については、「3.2 残された課題<2> ~企業自身が取り組むべき課題」において改めて論じる。

3.2 残された課題<2> ～企業自身に取り組むべき課題

(1) サプライヤーとしての中小企業に対する、キャパシティ・ビルディングや算定サポート等の支援策を実施すべき。

- 「2.3 取組の普及推進に関する提言」の(2)として先述した課題。
- Japan-CLPは、具体的な支援策として、従来より実現を提言してきた以下の3点の内、③については、企業自身に取り組むべき課題と認識。
 - ① 中小企業の環境データ収集・算定に関するキャパシティ・ビルディング
 - ② 中小企業の環境データ収集・算定結果に対する簡易的な検証制度の構築
 - ③ 中小企業の環境データ収集・算定を後押しする、さらに川上の大手企業(素材メーカー等)からの環境データの開示の一般化。
- 具体的な取組としては、
 - 自身が川下企業から製品・サービスに関する環境データ開示を要求された場合に、積極的に対応する。
 - 自身が川上企業に製品・サービスに関する環境データ開示を要求する場合には、川上企業がさらに川上の企業に環境データを要求しやすいように、以下のような取組を行う。
 - ・ データ開示依頼の起点が自身であることを明示し、自身の取組として、直接サプライヤーのさらに川上サプライヤーに対してデータ開示の依頼を行っていることを説明する文書を用意する。
 - ・ 上記文書の内容説明を行う、サプライヤー合同説明会を行う。

(2) 削減貢献量の評価についても、「国際的に広く整合性のある」算定の方法論の整備・構築がなされるべき。

- 「2.5 今後の発展の方向性に関する提言」の(2)として先述した課題。
- 原則的には、政府や業界団体が主体となって取り組む課題と認識しているが、企業の立場からも、できることを実施していくことが必要。
- 具体的には、整備・構築されるべき削減貢献量に関する「国際的に広く整合性のある」算定方法論に関して、対応すべき実際の事例の積み上げが企業として実施すべきテーマとなる。
- 国際的な方法論、基準構築の議論の場においては、神学論争的な概念整理の議論に終始することも少なくない。こうした状況で、国境や業種の壁を越えてプラクティカルな方法論、基準の構築に至るには、評価されるべき具体的な事例を多く用意する必要がある。
- 特に、Japan-CLPが、2011年11月のシンポジウムで打ち出し、2012年2月に取りまとめを公開した「企業と社会の新たな協働のあり方 -ともにめざす持続可能な低炭素社会³⁷⁾」におけるバリューチェーン

³⁷⁾ http://japan-clp.jp/assets/files/Japan-CLP_20120208.pdf

ーン上の企業間の連携や消費者との協働のような事例は、国際舞台における削減貢献量に関する算定方法論の検討において一定の役割を果たす可能性がある。

- 従来の削減貢献の定量化の考え方が、低炭素型の製品・サービスの提供者側の論理が中心だった点と比べ、Japan-CLPが提案する「連携」、「協働」の考え方は、利用者・協力者側の視点からも得られた成果を評価している点で、新たな視点・広がりを提供するものとなる考える。
- バリューチェーン上の企業間の連携や消費者との協働の推進による事例の積み上げを、本課題における企業の役割と考える。